

監査結果に係る措置通知書

環境局	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>(2)不適切な随意契約について</p> <p>予定価格が100万円を超える委託契約については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第9号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものである。</p> <p>ところが、施設課においては、予定価格が100万円を超える仙台市堆肥化センター製品等検査業務委託契約について、同施行令に定める要件に該当しないにもかかわらず随意契約を行っていた。</p> <p>契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適正に処理する必要がある。</p>	<p>再発防止のため、従来より起案文書に添付している「設計・積算チェックシート」を見直し、入札方式の確認欄を新たに設けて一般競争入札・指名競争入札・随意契約のいずれに該当するかを確認することとした。</p> <p>また、課内研修を実施し、契約の締結に当たっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める金額を超えるときは、同項第2号から第9号までに定める要件に該当しない限り随意契約によることはできない旨を周知徹底した。</p> <p>なお、平成31年度仙台市堆肥化センター製品等検査業務委託については、関係法令等の規定に則り、指名競争入札により契約を締結した。</p> <p>課内研修実施日 令和元年5月13日</p>